

当面の町内会活動について

4月7日、新型コロナウイルス感染症拡大の危機的状況に対し、政府より神奈川県を含む7都道府県に「緊急事態宣言」が発令され、当該エリアの住民に対し行動自粛の要請が出されました。既に、町内会としては、4月1日時点で、19日の定期総会を中止いたしました。今回の緊急事態宣言を受け、更なる活動の自粛を決定致しました。

(1) 5月度定例会の中止

4月の総会中止に引き続き、5月度定例会を中止致します。定例会の開催日は5月9日であり、緊急事態宣言期間（5月6日まで）からは外れますが、わずか3日間の猶予であり、宣言期間が延長された場合の混乱を考え、現時点で、定例会の中止を決定しました。

尚、行政や地域の情報は、その緊急度に基づき、掲示や回覧を通してお伝え致します。行政の広報紙は、通常通り、ポスティングを前提に、広報部から班長経由で配布致します。

(2) 会費徴収作業の延期

5月度定例会が中止になると、例年5月から始まる町内会費の徴収作業は6月定例会以降へと延期されることとなります。5月以降の状況は、まったく不明ですが、単なる事務的な問題だけでなく、班長が各戸を訪問、面談すると云う作業自体の特性を考えた場合、宣言解除後にあらためて行うべきと考えております。

(3) 各事業部、委嘱員、協力部門の活動について

町内会各事業部や関連部門の活動についても、町内会主導のものは、3密(密閉・密集・密接)の回避を基準に、問題のあるものは、中止ないしは延期と致します。

また、行政（区役所、警察等）や地域団体との関連で活動する部や委嘱員の方につきましては、関連部門からの指示に従って活動の自粛をお願い致します。

最後に

今後の感染症の状況によっては、6月以降の町内会の活動に更なる変更が発生することが十分に考えられます。町内会最大のイベントである夏祭りの扱いなど、見通せない部分がほとんどで、なかなか方向づけるのが難しい所ですが、状況の変化等については、都度、ご報告致しますので、ご理解、ご協力の程、宜しくお願い致します。